

平成28年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成28年3月14日（月曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の訂正について
《追加提出議案 提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 3 同意第1号
《委員会付託陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 28陳情第1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第2号
- 日程第 6 議案第3号
- 日程第 7 議案第4号
- 日程第 8 議案第5号
- 日程第 9 議案第6号
- 日程第10 議案第7号
- 日程第11 議案第8号
- 日程第12 議案第9号
- 日程第13 議案第10号
- 日程第14 議案第11号
- 日程第15 議案第12号
- 日程第16 議案第13号
- 日程第17 議案第14号
- 日程第18 議案第15号
- 日程第19 議案第16号
- 日程第20 議案第17号

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号
日程第 2 2 議案第 1 9 号
日程第 2 3 議案第 2 0 号
日程第 2 4 議案第 2 1 号
日程第 2 5 議案第 2 2 号
日程第 2 6 議案第 2 3 号
日程第 2 7 議案第 2 4 号
日程第 2 8 議案第 2 5 号
日程第 2 9 議案第 2 6 号
日程第 3 0 議案第 2 7 号
日程第 3 1 議案第 2 8 号
日程第 3 2 議案第 2 9 号
日程第 3 3 議案第 3 0 号
日程第 3 4 議案第 3 1 号
日程第 3 5 議案第 3 2 号
日程第 3 6 議案第 3 3 号
日程第 3 7 議案第 3 4 号
日程第 3 8 議案第 3 5 号
日程第 3 9 議案第 3 6 号
日程第 4 0 議案第 3 7 号
日程第 4 1 議案第 3 8 号
日程第 4 2 議案第 3 9 号
日程第 4 3 議案第 4 0 号
日程第 4 4 特別委員会の設置
 《追加議案、審議、表決》
 （提案説明、質疑、討論、採決）
日程第 4 5 発議第 1 号
日程第 4 6 閉会中の継続審査の申出について
日程第 4 7 議員派遣の件について
 閉会宣告
-

出席議員（12名）

1番 大池俊子君	3番 新居禎三君
5番 小林武司君	6番 籠田利男君
7番 増澤武志君	8番 大月民夫君
9番 西牧一敏君	10番 竹野入恒夫君
11番 赤羽千秋君	12番 三澤一男君
13番 平沢恒雄君	

欠席議員（1名）

2番 上条浩堂君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬久君	副村長 中村俊春君
教育長 山口隆也君	会計管理者 住吉誠君
総務課長 住吉誠君	税務課長 篠原雅彦君
住民課長 青沼永二君	保健福祉課長 塩原美智代君
子育て支援課長 小林好子君	保育園長 百瀬清君
産業振興課長 赤羽孝之君	建設水道課長 簗町通憲君
教育次長 上条憲治君	総務課財政係長 村田鋭太君

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、3番・新居禎三議員を指名します。

◎提出議案の訂正について

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

日程第2、「提出議案の訂正について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、3月3日提出議案第7号「学校教育法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、議案の訂正請求がなされております。議案第7号について、請求のとおり訂正したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、議案第7号「学校教育法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は訂正することに決定しました。

本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

◎同意第1号

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、同意第1号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 同意第1号「教育委員会教育長の任命について」の提案説明を申し上げます。

山形村教育委員会の教育長の山口隆也氏は、本年3月31日をもちまして、任期満了になります。教育行政に大変なご尽力をいただきまして、この機会に改めて感謝申し上げます。次第であります。

平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正に基づき、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長の人事を検討してまいりました結果、教育長に山形村7259番地の根橋範男氏を任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

新たな教育長の任期は、4月1日から3年であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてをお諮りします。議会運営委員会において、同意第1号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、同意第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩いたします。休憩。

（午後 1時35分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、議会を再開いたします。

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました同意第1号の議案についてお諮りいたします。本案件は人事案件であり、既に全員協議会において、詳細説明を受けておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。
本案は原案のとおり、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第1号「教育委員会教育長の任命について」は原案のとおり同意することに決定しました。

◎陳情第1号

○議長（平沢恒雄君） 委員会に付託した陳情の審議、表決を行います。既に所管の常任委員会に付託して、審査いただいております陳情のうち、委員会の審査結果が出ているものについて、これより審議表決を行います。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の陳情審査結果報告書のとおりであります。ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

西牧一敏福祉文教常任副委員長。

（福祉文教常任副委員長 西牧一敏君 登壇）

○福祉文教常任副委員長（西牧一敏君） 福祉文教常任委員会付託陳情の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情につきましては、去る3月8日に委員会審査を行い、28陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」につきましては、採択とし、措置として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結します。

日程第4、28陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択と決定するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、28陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」は採択と決定しました。

◎議案第2号～議案第40号

○議長（平沢恒雄君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第5、議案第2号から、日程第43、議案第40号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る3月7日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により、報告します。

議案第2号「山形村道路線の廃止について」、議案第3号「山形村道路線の認定について」、議案第4号「山形村行政不服審査会条例の制定について」、議案第6号「行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第8号「山形村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「山形村税条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、議案第23号「山形村商工業振興条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、議案第26号「山形村児童福祉施設建設改築基金条例を廃止する条例について」、議案第27号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の予算の款と項、議案第31号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第32号「平成27年度の山形村下水道会計補正予算（第2号）」、議案第33号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」。

以上、21の議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号「平成28年度山形村一般会計予算」所管の款と項につきましては、防災行政無線整備事業の予算につきましては、住民ニーズを十分把握し、それを取り組んだ事業としてほしいことから修正可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第

39号「平成28年度山形村水道事業会計予算」、議案第40号「平成28年度山形村下水道会計予算」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

西牧一敏福祉文教副常任副委員長。

（福祉文教常任副委員長 西牧一敏君 登壇）

○福祉文教常任副委員長（西牧一敏君） 福祉文教常任委員会付託議案の審査結果報告をいたします。

福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託されました議案につきましては、去る3月8日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第5号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第7号「学校教育法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第18号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第21号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第22号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第25号「山形村福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例について」、議案第27号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の款・項、議案第28号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第29号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第30号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第34号「平成28年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第35号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第36号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第37号「平成28年度山形村介護保険特別会計予算」の16議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

各委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第5、議案第2号「山形村道路線の廃止について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号「山形村道路線の廃止について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第3号「山形村道路線の認定について」を討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号「山形村道路線の認定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第4号「山形村行政不服審査会条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第4号「山形村行政不服審査会条例の制定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第5号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第5号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第6号「行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第6号「行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は原案のとおり可決することに決定

しました。

次に、日程第10、議案第7号「学校教育法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第7号「学校教育法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第8号「山形村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第8号「山形村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第9号「山形村人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第9号「山形村人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第10号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告結果のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第10号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第11号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第11号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次に、日程第15、議案第12号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第12号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第13号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第13号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第15号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第15号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第16号「山形村税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第16号「山形村税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第17号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第17号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第18号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは討論を行います。

最初に、それでは反対の討論がある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 反対ありませんか。

それでは、次に本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。この子どもの医療費給付については、以前から18歳までの医療費無料化のことを要望してきました。通院、入院、所得制限なしと、今までどおり18歳、15歳までから18歳に引き上げと希望がかなうことができました。非常にうれしいと思っています。

賛成の討論とします。

○議長(平沢恒雄君) 反対の討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第18号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第19号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第19号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、議案第20号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第21号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第21号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、議案第22号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。これに関して、反対の立場から討論をします。

これは入浴料値上げのものであり、大人が1人50円上げての350円、子どもが1人100円から150円にと50円上がっています。説明の中でも、消費税が上がるため、また、維持するために非常にかかるということを言われましたが、やはり福祉・健康という面から見ても、この値上げというのは許されるものではありません。

また、消費税絡みでの値上げといえ、まだ上がっているものでもありませんし、違う使用料なんかも、もし消費税絡みというなら、見直さなくてはいけない問題になってくると思いますので、ここだけの値上げについては納得のいくものではありません。

るので、反対とします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 賛成の立場から討論させていただきます。この条例の一部を改正する条例については、近隣市村並びに、また今後これを施設を維持するためにはこの値上げは必要と認めまして、賛成といたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、反対の議員の討論を許します。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。来年、消費税が上がるということがわかっていながら、今年値上げしたということで、もう1年置いて来年でよかったのではないかなと思って、今回の値上げには反対いたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志です。この案件は、保健福祉センター運営委員会の審査を経て提出されたものであります。公平公正な立場での審査、提出でありまして、その意味でも重いものと受け止めます。村民の意思としてとらえたいと思います。

さらに、近隣施設と同程度となりまして、均衡を図る意味からも、望ましいものがあります。また、条例の中身は、福祉の必要な家庭の配慮もされていることから、私はこの議案に賛成いたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第22号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、議案第23号「山形村商工業振興条例の一部を改正する条例に

ついて」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第23号「山形村商工業振興条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第27、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、議案第25号「山形村福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第25号「山形村福祉医療費資金貸付基金条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第29、議案第26号「山形村児童福祉施設建設改築基金条例を廃止する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第26号「山形村児童福祉施設建設改築基金条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第30、議案第27号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第4号）」について、討論、採決を行います。

討論を行います。最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第27号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第4号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第31、議案第28号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第28号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第32、議案第29号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第29号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第33、議案第30号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第30号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第34、議案第31号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第31号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第35、議案第32号「平成27年度の山形村下水道事業会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第32号「平成27年度の山形村下水道事業会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第36、議案第33号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第33号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第37、議案第34号「平成28年度山形村一般会計予算」について、討論を行います。

初めに、原案賛成者についての討論を求めます。

大月民夫議員。

○8番(大月民夫君) 議席ナンバー8番、大月民夫です。原案に賛成の立場で討論を申し上げます。

農協所管の有線放送が村のYCSに引き継がれましたのは、平成元年。あれから30年近くの歳月が過ぎ去ろうとしております。災害情報や気象情報や熊の出没情報など、村民の皆さんへの情報発信を担ってきました現在の告知放送機材は経年劣化し、全ての村民に漏れなく速やかにお伝えしなくてはならない情報システムにほころびが生じ、一刻も早い改善が必要となっております。

その意味で、平成27年度に事業推進予算が可決されました防災行政無線の導入は、安全安心の村づくりの中核をなす事業として大きな期待が込められ、とりわけ各世帯に配備予定の個別受信機を待ち望む声は数多く寄せられました。しかし、事業は1年先送りとなり、事業費は倍増見込みとなり、また、このたびご提示いただきました基本設計では、当初描いておりました受信機のイメージが大きく崩れてしまい、非常に落胆してしまったというのが実情であります。

防災行政無線導入に向けた事業計画は、現時点では議論が熟されていないと判断をし、末永い将来に向けた貴重な財産を生み出すにあたり、今一度、他の自治体の状況把握と住民を交えた研究、議論を積み上げ、理事者、並びに議会が共に自信を持って村民の皆さんに推奨できる事業にすべきと考え、総務産業常任委員会では防災行政無

線関連の予算を修正した上で、28年度一般会計予算を可決する道を選定いたしました。

しかし、その後、理事者サイドより、今後、住民ニーズを十分把握し、それを取り込んだ事業にする方向性をお示しいただき、それを受け、議会も設計業務委託先の皆さんと建設的な意見交換ができますよう、特別委員会設置も視野に入れながら臨む検討を始めました。また、財源となります起債申請手続を早期に滞りなく行っていただくことなど、総合的にかんがみ、原案は賛成すべきと判断をいたしました。なお、住民ニーズを取り込んだ事業にするという取り決めを付帯事項にすべきご議論を後ほどしていただくことを申し添えまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、原案及び修正案反対者の討論を求めます。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 原案に対する反対の討論を行います。私は以下のことについて反対いたします。

先般提出された平成28年度山形村一般会計予算の総務費の中の総務管理費。防災諸費の防災行政無線整備事業4億9,060万円の中の工事請負費4億8,475万4,000円に関して反対いたします。

これについては平成27年度山形村一般会計予算の防災無線整備事業の工事請負費2億2,896万円の予算の計上がありましたが、平成27年度第4回山形村議会定例会において防災諸費の工事請負費が減額補正2億2,896万円とされ、本年度の工事着手ができないために減額補正をしたとの説明があったが、平成28年度山形村一般会計予算の防災行政無線整備事業の工事請負費においては4億8,475万4,000円の説明が不十分であり、かつまた、平成28年度山形村一般会計予算の防災行政無線整備事業の工事請負費が平成27年度の山形村一般会計予算の防災行政無線整備事業の工事請負費より2億5,579万4,000円の増額の根拠が明確にされないままであるために、原案に対して私は反対いたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、原案賛成者の討論を求めます。

三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男です。原案賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は百瀬村政の総仕上げの平成28年度予算であります。元気で明るい村づくり、安心安全の施策として上程されたものであります。

総務産業常任委員会審査において修正となった一般会計は、防災行政無線が主なものであります。この事業は平成27年度事業として予算化したことで進めていくものとしていました。結果、27年度完結することができないということから、一旦補正予算で減額し、新たに新年度に取り組むこととした内容であります。

東日本大震災からこの11日で5年が経過しました。あの経験を生かし、いかに住民に正確な情報を伝達するかが行政に与えられた使命だと思えます。確かに、補正減額した額と本年度の額には大きな差異があります。また、事業内容について、詳細がわかりづらいこともあったと思えますが、予算が通らなければ事業は進めません。この原資になる起債は本年度までであること、今、各家庭にある有線放送の機器の老朽化等を考えたとき、事業内容を精査の上で遅滞なく推進を求めるものであります。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、修正案賛成者の討論を求めます。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。原案に反対の討論を述べさせていただきます。

戸別無線に対しては必要不可欠だと思いますが、ただ、1月28日の全員協議会がありまして、その席で村からの防災無線の話は一切ありませんでした。しかし、29日の市民タイムスの報道では、防災行政無線整備の総事業費が当初計画の2倍以上になり、4億9,000万円になると報道されました。2月5日に一般財団法人電波技術協会から説明は聞きましたが、予算計上されるまで議会には村からの説明が一切ありませんでした。そんなことから、理事者及び村の担当者は完全に議会を軽視しています。

以上のことから、今年が目玉事業であります防災行政無線事業が予算に計上されましたが、原案の一般会計予算について反対いたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決します。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは討論を再開します。原案賛成者の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 原案及び修正案反対者の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 原案賛成者の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、修正案賛成者の討論を求めます。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 修正案に対する賛成の討論を行います。先般、総務常任委員会に付託され、議案第34号の総務費、総務管理費の中の防災諸費の防災行政無線整備事業の中の歳入並びに歳出の予算を、口あげ予算、金額に修正案を提出するというこ
とで、それに対して賛成ということで討論いたします。

理事者側として非常に重く、重要に受け取らなくてはならない事案であるが、東日本大震災から5年が経ち、改めて災害の怖さといち早く情報を伝える手段が必要なことを教えられた。防災無線の必要性は村民誰も必要と感じていると思うが、村民の合意がなされておらず、1月27日に防災行政無線事業推進委員会において説明を受けたが、28年度予算の行政無線整備事業の工事請負費4億8,475万4,000円の27年度の工事請負費の予算との整合性と積算根拠の説明が乏しく、不安がかえって増してしまうようなことであり、今一度、村民の不安を払拭するためにも、村民への説明と村民への対応の対話と協議による積み上げの事業推進が必要であると。そのことにより修正案を賛成いたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結したいと思います、いかがですか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） それでは以上で討論を終結し、直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、修正可決すべきものでありました。委員会の修正案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立少数であります。よって、議案第34号「平成28年度山形村一般会計予算」の修正案については否決されました。

これより、原案について採決します。原案を可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第34号「平成28年度山形村一般会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、大月民夫議員ほか1名より、付帯決議が提出されました。書記をもって朗

読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま朗読しましたように、平成28年度山形村一般会計予算に付帯決議を付すことに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第34号に対し、付帯決議を付すことに決定いたしました。

ここで村長より発言を求められておりますので、これを許可しました。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 理事者の立場から発言をお許し願いたいと思います。

昨年から進めてきております防災行政無線整備事業につきましては、村議会議員並びに村民の皆様にご多大なご心配やご迷惑をおかけしておりますことに心よりおわび申し上げます。

防災行政無線整備につきましては、村民の皆様のご安全・安心を確保する面から、27年度当初予算に必要な経費を計上し、単年度完成を目指し、昨年5月に専門業者に実施設計を依頼し、事業に着手をいたしました。また、整備内容等につきましては、各区にて説明会を行ってまいりましたが、よく理解を得ないままであるとのこと指摘をいただきました。

28年度予算については、27年度当初予算と異なり、余儀なく変更せざるを得ませんでした。しかし、その内容につきましては、将来に遺恨を残すことにならないかと、議員を初め村民の皆様とのコンセンサスを十分に得ながら、慎重に進めていくこととお誓い申し上げまして、おわびの言葉といたします。

今までの不手際に対しまして、重ねておわび申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 次に、日程第38、議案第35号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第35号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第39、議案第36号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第36号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第40、議案第37号「平成28年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第37号「平成28年度山形村介護保険特別会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第41、議案第38号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第38号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第42、議案第39号「平成28年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第39号「平成28年度山形村水道事業会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第43、議案第40号「平成28年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって議案第40号「平成28年度山形村下水道事業会計予算」については原案のとおり可決することに決定しました。

◎特別委員会の設置

○議長（平沢恒雄君） 日程第44、防災行政無線整備事業特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本案につきましては、議長を除く11名の議員で構成する防災行政無線整備事業特別委員会を設置し、これに付託して審査、調査することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、本案件につきましては、議長を除く11名の議員で構成する防災行政無線整備事業特別委員会を設置し、これに付託して審査、調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置しました防災行政無線整備事業特別委員会は閉会中も審査、調査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、閉会中もなお継続審査、調査することに決定いたしました。

以上で、既提出議案の審査表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました陳情について、意見書の提出を要するものについては、今会期中に意見書の提出をしたいと思います。

ここで会議を一旦休憩し、意見書議案の作成をいたします。

休憩。

（午後 3時10分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 3時18分）

◎発議第1号

○議長（平沢恒雄君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第45、発議第1号「軽度外傷性脳損傷に係る周知等の措置を求める意見書」

について、議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

西牧一敏議員。

- 9番（西牧一敏君） 発議第1号「軽度外傷性脳損傷に係る周知等の措置を求める意見書」の提案理由について説明をいたします。

軽度外傷性脳損傷は、追突、転落事故や柔道、サッカーなどのスポーツでも発症します。頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、典型的な症状は頭痛、めまい、意識障害等で、大半の人は自然に治るが、1割から2割の人が治癒することなく重い後遺症に苦しむなど、複雑かつ多様であります。このような病態を日本の医師はほとんど知らず、MRI等の画像に写らないことが多いことが適切な診療を受けずに放置されている現状です。おりしも24年度より、柔道が中学校武道必須化となり、完全実施となりました。本人や家族、周囲の人たちもこの疾病を知らないために誤解が生じ、学校、職場においても理解されずに悩み、苦しむ状況も見受けられます。

以上のような現状を踏まえ、国民を初め教育機関等に広く周知・啓発を図るよう、適切な措置を講じるよう提出するものであります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- 議長（平沢恒雄君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

- 議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、採決いたします。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって発議第1号「軽度外傷性脳損傷に係る周知等の措置を求める意見書について」の件は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第46「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長の申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

日程第47「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程は全て終了しました。

◎教育長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、この3月31日をもって任期満了により退任いたします山口教育長よりあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 平成28年第1回村議会定例会の本会議の席で、退任の挨拶の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

平成24年4月に教育長に就任以来、議員の皆様からご指導とご支援をいただき、4年間の任期を無事終了することができます。心より感謝申し上げます。

この4年間を顧みますと、社会環境が急激に変化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中で、地域全体で子どもたちの成長を支えていく学校支援地域本部を地域の皆さん、保護者の皆さん、小学校の先生方と一緒に立ち上げることができたことが深く印象に残っています。4年目となります今年度は、120人、延べ1,500人の地域の皆さん、保護者の皆さんから支援をいただきました。

また、この学校支援地域本部を基盤として、去年の4月から地域の皆さん、保護者の皆さん、校長先生などが意見を交わしながら、地域全体で小学校の運営にかかわっていく学校運営協議会がスタートいたしました。この学校支援地域本部と学校運営協議会が両輪となった活動が確かな学力をつけ、しっかりとした体力をつけ、豊かな心を持ち、ふるさと山形村を愛する子どもたちを育て、その子どもたちが山形村の将来を担っていくことを願っています。

「いいまちはいい学校を育て」「いい学校のあるところにいいまち」がつくられていきます。議員の皆様には今後も教育行政に対しまして、格別なご支援をお願いするとともに、議員の皆様がご健勝でご活躍され、山形村がますます発展することをご祈念申し上げまして、退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（平沢恒雄君） 議員全員起立。

議員を代表して、一言、お礼の言葉を申し上げます。

山口教育長におかれましては、大変長い間、村政発展のため、また、教育行政にご尽力をいただきましたことに感謝と敬意を表するものであります。議会を代表して、一言、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長より挨拶があります。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今定例会は3月3日から本日14日までの間、平成28年第1回山形村定例会でありましたが、ただいまをもちまして閉会の運びとなりました。この間、ご提案申し上げます全ての議案につきまして、ご承認、また議決を賜り、誠にありがとうございました。

ました。

特に、今定例会への提出案件は、条例制定や条例の一部改正議案など25議案、また27年度補正予算及び28年度当初予算議案14議案の合計39議案と、膨大な数でありましたが、それぞれ慎重にご審議をいただきました。また、教育長人事案件につきましても、ご同意をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、今定例会におきまして、新年度一般会計当初予算のうち、防災行政無線の整備関連経費につきましても、付帯決議をいただいていたの議決となりましたことは、今までに経験のないことでありまして、予算執行者として大変重く受け止めております。このことも含めまして、予算執行に当たりましては、審議の過程でいただきましたご意見などを十分に配慮しながら、事業執行に努めてまいり所存であります。また、一般質問におきましても、貴重なご意見を賜り、今後の村政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、議員の皆様におかれましては、今週16日の鉢盛中学校の卒業式を皮切りに、小学校の卒業式、来週には保育園の卒園式と続きますが、次世代を担う子どもたちのためにご光彩を添えていただきますよう私からもお願いを申し上げます。

また、先ほど挨拶がありました、この3月31日の任期満了をもって退任されます山口教育長には、4年間にわたり本村の教育行政の推進に誠心誠意取り組まれ、私の立場からも心より敬意と感謝を申し上げます。どうぞ、今後におかれましても、健康には留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。4年間、大変お疲れさまでした。また、ご苦労さまでした。

さて、最後に、山形村もこれから春暖の季節を迎えます。議員の皆様には、健康にはくれぐれもご留意され、村政発展のため、引き続きご支援とご協力をお願いし、閉会のご挨拶とさせていただきます。3月の定例議会、誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成28年第1回山形村議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時33分）